

II 居宅支援事業所の状況

1 事業所数

(1) 経営主体別事業所数

居宅支援事業所を経営主体別にみると、居宅介護等事業においては、「社会福祉協議会」、「営利法人」が約3割と多くなっているが、身体障害者及び知的障害者デイサービス事業では「社会福祉法人」が、児童デイサービス事業では「地方公共団体」、「社会福祉法人」が多くなっている。また、短期入所事業及び知的障害者地域生活援助事業においては「社会福祉法人」が大半を占めている。(表15)

表15 経営主体別事業所数の構成割合

平成15年10月1日現在

	事業所数	構成割合 (%)									
		総数	地方公共団体	社会福祉協議会	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	協同組合	営利法人	特定非営利活動法人	その他
身体障害者居宅介護等事業	6 802	100.0	2.0	27.1	19.0	4.7	2.1	2.0	33.6	6.9	2.6
知的障害者居宅介護等事業	4 516	100.0	2.1	31.4	19.8	3.4	2.2	1.8	30.2	7.7	1.5
児童居宅介護等事業	3 860	100.0	2.2	31.0	16.5	3.2	2.5	1.9	33.1	8.3	1.4
身体障害者デイサービス事業	996	100.0	9.5	21.8	58.2	1.8	2.1	0.4	2.9	2.2	1.0
知的障害者デイサービス事業	580	100.0	5.0	9.0	68.6	0.7	2.8	0.3	2.9	6.6	4.1
児童デイサービス事業	582	100.0	40.9	11.7	33.7	1.0	0.9	0.3	2.7	6.9	1.9
身体障害者短期入所事業	1 010	100.0	4.0	0.8	91.9	1.2	0.5	-	-	-	1.7
知的障害者短期入所事業	2 391	100.0	4.4	0.6	92.1	0.5	0.3	-	-	-	2.1
児童短期入所事業	1 699	100.0	8.0	0.5	86.8	0.6	0.5	-	-	0.1	3.5
知的障害者地域生活援助事業	2 850	100.0	1.3	0.6	94.7	-	0.7	-	0.0	2.5	0.2

(2) 利用状況別事業所数

居宅介護等事業を行っている事業所を平成15年9月中の利用人員階級別にみると、いずれの事業のいずれの単価区分においても「1~4人」が約6~8割となっている(表16)。

表16 居宅介護等事業の支援費単価区分・利用人員階級別事業所数の構成割合

(単位:%)

平成15年9月中

	当該単価区分で9月中に利用者がいた事業所数	構成割合 (%)								
		総数	1~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上	利用者数不詳
身体障害者居宅介護等事業	(5 421)									
30分未満	2 219	100.0	71.6	7.4	2.7	0.6	0.1	0.0	0.0	17.4
30分以上1時間未満	4 041	100.0	67.4	13.5	6.0	1.7	0.8	0.5	0.6	9.6
1時間以上1時間30分未満	3 558	100.0	68.5	13.1	4.9	1.5	0.6	0.3	0.3	10.9
1時間30分以上	4 337	100.0	60.3	14.7	8.2	3.1	1.4	1.0	2.4	8.9
知的障害者居宅介護等事業	(2 272)									
30分未満	447	100.0	71.6	4.9	0.9	0.4	-	-	0.4	21.7
30分以上1時間未満	1 439	100.0	79.3	8.7	3.8	0.7	0.4	0.2	0.2	6.7
1時間以上1時間30分未満	1 128	100.0	79.8	6.9	3.3	0.9	0.3	-	0.3	8.6
1時間30分以上	1 619	100.0	68.2	10.4	7.5	4.2	1.4	0.7	1.6	6.0
児童居宅介護等事業	(1 652)									
30分未満	449	100.0	82.9	2.2	1.3	0.2	-	-	0.2	13.1
30分以上1時間未満	987	100.0	82.9	7.7	3.0	0.3	0.1	-	-	6.0
1時間以上1時間30分未満	743	100.0	82.1	7.3	2.3	0.1	0.3	-	-	7.9
1時間30分以上	1 195	100.0	74.1	10.3	6.5	2.3	1.1	0.1	0.7	4.9

注1: ()内は平成15年9月中にいずれかの単価区分で利用者がいた事業所数である。

注2: 制度上、支援費単価区分の「30分未満」は、サービス内容が「身体介護が中心」の場合のみであり、30分以上の区分は、「身体介護が中心」「家事援助が中心」及び「移動介護が中心」の場合である。
また、身体障害者居宅介護等事業の「1時間以上1時間30分未満」及び「1時間30分以上」には、さらに「日常生活支援が中心」が含まれる。

デイサービス事業を行っている事業所を平成15年9月中の利用人員階級別にみると、身体障害者デイサービス事業では「1～4人」が、知的障害者デイサービス事業及び児童デイサービス事業では「10～19人」が最も多くなっている。短期入所事業では「1～4人」が最も多くなっている（表17）。

知的障害者地域生活援助事業では「4人」が最も多くなっている（表18）。

表17 デイサービス事業及び短期入所事業の利用人員階級別事業所数の構成割合

	9月中に利用者がいた事業所数	平成15年9月中 構成割合 (%)									9月中の1事業所当たりの利用者数
		総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	利用者数不詳	
身体障害者デイサービス事業	917	100.0	19.2	10.8	17.6	16.0	11.6	9.8	15.0	-	29.9
知的障害者デイサービス事業	515	100.0	15.5	22.5	31.1	17.1	6.0	4.1	3.7	-	17.5
児童デイサービス事業	551	100.0	5.6	8.2	24.7	20.3	14.3	7.1	19.8	-	33.9
身体障害者短期入所事業	585	100.0	65.0	19.7	12.5	2.2	0.3	0.2	0.2	-	5.1
知的障害者短期入所事業	1 656	100.0	58.2	22.8	12.5	3.6	1.4	0.7	0.6	0.2	6.5
児童短期入所事業	1 129	100.0	48.6	23.7	16.7	6.0	2.4	1.7	0.9	-	8.4

注:「9月中の1事業所当たりの利用者数」は利用者数不詳の事業所を除いて算出した。

表18 知的障害者地域生活援助事業の利用者数別事業所数の構成割合

	9月中に利用者がいた事業所数	平成15年9月末日現在 構成割合 (%)								利用者数不詳
		総数	1～3人	4人	5人	6人	7人	8人以上		
知的障害者地域生活援助事業	2 783	100.0	4.5	69.8	16.5	6.2	2.6	0.1	0.2	

(3) 介護保険法による指定状況別事業所数

介護保険法による指定状況を見ると、居宅介護等事業の事業所においては約8割が指定を受けているが、デイサービス事業においては、指定を受けていない事業所が身体障害者デイサービス事業で 52.8%、知的障害者デイサービス事業で 79.1%となっている（表19）。

表19 介護保険法による指定状況別事業所数

	事業所数	平成15年10月1日現在 構成割合 (%)			
		総数	指定あり	指定なし	不詳
身体障害者居宅介護等事業	6 802	100.0	83.6	9.7	6.7
知的障害者居宅介護等事業	4 516	100.0	79.6	11.6	8.8
児童居宅介護等事業	3 860	100.0	79.3	10.8	10.0
身体障害者デイサービス事業	996	100.0	37.9	52.8	9.3
知的障害者デイサービス事業	580	100.0	13.3	79.1	7.6
身体障害者短期入所事業	1 010	100.0	39.9	55.5	4.6
知的障害者短期入所事業	2 391	100.0	5.9	83.2	10.9

2 利用状況

(1) 支援費単価区分別利用状況

支援費単価区分別に居宅介護等事業の平成15年9月中の利用回数をみると、身体障害者・知的障害者・児童いずれの事業においても「1時間30分以上」が4割以上と多くなっている（表20）。

デイサービス事業の利用人員をみると、身体障害者デイサービス事業では「区分3」、知的障害者デイサービス事業では「区分1」が多くなっている（表21）。

短期入所事業においては、「区分1」が多くなっている（表22）。

知的障害者地域生活援助事業では「区分1」が48.2%、「区分2」が51.3%となっている（表23）。

表20 居宅介護等事業の支援費単価区分別利用回数の構成割合

	利用回数 総計 (回)	構成割合 (%)					
		総数	支援費単価区分				その他
			30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	1時間30分 以上	
身体障害者居宅介護等事業	672 715	100.0	15.2	27.5	15.3	40.5	1.5
知的障害者居宅介護等事業	99 374	100.0	7.5	33.4	17.0	41.5	0.6
児童居宅介護等事業	56 374	100.0	11.5	29.7	13.5	44.3	1.0

注:制度上、支援費単価区分の「30分未満」は、サービス内容が「身体介護が中心」の場合のみであり、30分以上の区分は、「身体介護が中心」「家事援助が中心」及び「移動介護が中心」の場合である。
また、身体障害者居宅介護等事業の「1時間以上1時間30分未満」及び「1時間30分以上」には、さらに「日常生活支援が中心」が含まれる。

表21 デイサービス事業の支援費単価区分別利用人員の構成割合

	利用 人員 (人)	構成割合 (%)				
		総数	支援費単価区分			その他
			区分1	区分2	区分3	
身体障害者デイサービス事業	27 394	100.0	33.0	26.2	39.0	1.9
知的障害者デイサービス事業	9 001	100.0	42.5	30.3	25.1	2.1
児童デイサービス事業	18 652	100.0	90.3			9.7

表22 短期入所事業の支援費単価区分別利用人員の構成割合

	利用人員 (人)	構成割合 (%)						
		総数	支援費単価区分					その他
			区分1	区分2	区分3	遷延性意 識障害者 (児)等	重症心身 障害者 (児)	
身体障害者短期入所事業	2 984	100.0	70.4	19.0	8.0	0.6	-	1.9
知的障害者短期入所事業	10 752	100.0	48.1	27.2	15.8	-	8.1	0.7
児童短期入所事業	9 450	100.0	51.1	26.7	7.1	0.1	14.8	0.1

表23 知的障害者地域生活援助事業の支援費単価区分別利用者数の構成割合

	9月末日の 利用者数 (人)	構成割合 (%)			
		総数	支援費単価区分		その他
			区分1	区分2	
知的障害者地域生活援助事業	11 998	100.0	48.2	51.3	0.5

(2) 1人当たり利用回数・日数

居宅介護等事業の9月中の1人当たり利用回数を支援費単価区別にみると、身体障害者居宅介護等事業では「30分未満」で最も多く19.1回、知的障害者居宅介護等事業では「30分以上1時間未満」が最も多く7.6回、児童居宅介護等事業では「30分未満」で最も多く8.6回となっている(表24)。

身体障害者デイサービス事業では、9月中の1人当たりの利用回数は5.4回、身体障害者短期入所事業では1人当たり利用日数は7.8日となっている(表25)。

表24 居宅介護等事業の支援費単価区別1人当たり利用回数

(単位:回) 平成15年9月中

	支援費単価区分				その他
	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	1時間30分 以上	
身体障害者居宅介護等事業	19.1	9.9	7.4	7.8	11.4
知的障害者居宅介護等事業	7.2	7.6	5.5	4.1	3.2
児童居宅介護等事業	8.6	7.1	4.6	4.5	3.0

注1:9月中の利用人員不詳、利用回数不詳の事業所を除いて算出した。

注2:制度上、支援費単価区分の「30分未満」は、サービス内容が「身体介護が中心」の場合のみであり、30分以上の区分は、「身体介護が中心」「家事援助が中心」及び「移動介護が中心」の場合である。
また、身体障害者居宅介護等事業の「1時間以上1時間30分未満」及び「1時間30分以上」には、さらに「日常生活支援が中心」が含まれる。

表25 デイサービス事業・短期入所事業・知的障害者地域生活援助事業の利用状況

平成15年9月中

	9月中の利用人員(人)	9月中の利用延人員・利用延日数	1人当たり 利用回数・日数
身体障害者デイサービス事業	27 394	148 761 人	5.4 回
知的障害者デイサービス事業	9 001	87 988 人	9.8 回
児童デイサービス事業	18 652	95 037 人	5.1 回
身体障害者短期入所事業	2 984	23 153 日	7.8 日
知的障害者短期入所事業	10 752	77 722 日	7.2 日
児童短期入所事業	9 450	38 402 日	4.1 日
知的障害者地域生活援助事業	11 998	277 836 日	23.2 日

注:「1人当たり利用回数・日数」は、9月中の利用人員不詳、利用延人員・利用日数不詳の事業所を除いて算出した。

3 従事者数

(1) 職種別常勤換算従事者数

居宅支援事業所の常勤換算従事者数は、居宅介護等事業では、身体障害者居宅介護等事業で 34,296人、知的障害者居宅介護等事業で 12,149人、児童居宅介護等事業で 8,314人となっている。デイサービス事業では、身体障害者デイサービス事業で 4,468人となっている。短期入所事業では、身体障害者短期入所事業で 2,506人となっており、知的障害者地域生活援助事業では 3,578人となっている。(表26)

表26 職種別、常勤・非常勤別常勤換算従事者数

(単位:人)		平成15年10月1日現在								
	身体障害者居宅介護等事業			知的障害者居宅介護等事業			児童居宅介護等事業			
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	
総数	34 296	16 983	17 313	12 149	5 731	6 418	8 314	4 164	4 149	
介護福祉士	6 306	4 952	1 354	2 229	1 642	587	1 547	1 149	398	
ホームヘルパー	25 951	10 391	15 560	9 007	3 297	5 710	6 074	2 386	3 689	
ホームヘルパー1級	3 806	2 684	1 122	1 135	795	341	889	592	298	
ホームヘルパー2級	19 449	6 887	12 562	6 815	2 260	4 555	4 736	1 660	3 075	
ホームヘルパー3級	452	105	347	189	44	145	119	29	90	
ガイドヘルパー等	2 244	715	1 529	868	198	670	331	105	227	
その他の職員	2 039	1 640	399	913	792	121	693	630	63	
(再掲) 男	3 513	2 405	1 108	1 583	1 028	555	1 203	906	297	
女	30 783	14 578	16 205	10 566	4 702	5 863	7 111	3 258	3 853	
	身体障害者デイサービス事業			知的障害者デイサービス事業			児童デイサービス事業			
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	
総数	4 468	3 469	999	2 042	1 665	378	2 481	2 117	364	
指導員	1 456	1 340	116	1 388	1 217	171	903	777	126	
介護職員/保育士 1)	2 077	1 482	595	306	203	103	1 142	997	145	
その他の職員	935	647	288	349	245	104	436	344	92	
(再掲) 男	1 604	1 405	199	839	738	101	355	322	34	
女	2 864	2 064	800	1 203	927	277	2 126	1 796	331	
	身体障害者短期入所事業			知的障害者短期入所事業			児童短期入所事業			
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	
総数	2 506	1 537	969	5 573	3 646	1 927	3 605	2 559	1 046	
医師	81	14	67	218	58	159	167	62	105	
保健師・看護師	266	192	74	583	501	81	462	388	74	
心理判定員	3	2	1	7	4	3	10	9	1	
職能判定員	-	-	-	4	4	-	5	1	4	
作業指導員	44	19	26	692	451	241	196	131	65	
生活支援員	358	243	114	1 753	1 207	545	754	582	172	
栄養士	65	64	2	172	157	15	98	91	7	
理学・作業療法士	53	25	28	73	53	20	84	72	12	
あん摩・マッサージ指圧師	15	8	7	3	2	1	4	3	1	
保育士・児童指導員	218	197	22	389	300	89	
その他	1 621	970	651	1 850	1 012	839	1 437	921	516	
(再掲) 男	675	452	223	1 976	1 430	546	1 175	921	254	
女	1 831	1 085	746	3 597	2 216	1 381	2 430	1 639	791	
	知的障害者地域生活援助事業									
	総数	常勤	非常勤							
世話人	3 578	2 776	802							
男	603	445	158							
女	2 975	2 331	644							

注1:平成15年9月中に利用者がいた事業所の従事者数である。

注2:短期入所事業の従事者には空床型の事業所の従事者を含まない。

1) 身体・知的デイサービス事業においては「介護職員」、児童デイサービス事業では「保育士」である。

(2) 1事業所当たり常勤換算従事者数

1事業所当たり常勤換算従事者数は、居宅介護等事業では、身体障害者居宅介護等事業で 6.6人、知的障害者居宅介護等事業で 5.7人、児童居宅介護等事業で 5.4人となっている。デイサービス事業では、身体障害者デイサービス事業で 5.0人となっている。(表27)

表27 常勤換算従事者の状況

平成15年10月1日現在

	1事業所当たり 常勤換算従事者 数(人)	従事者1人当たり 9月中の訪問回数・ 利用延人員・利用日 数	1事業所当たり 常勤換算介護者 数(人)	介護者1人当たり 訪問回数・利用 延人員
身体障害者居宅介護等事業	6.6	19.1 回	6.2	20.3 回
知的障害者居宅介護等事業	5.7	7.9 回	5.3	8.5 回
児童居宅介護等事業	5.4	6.4 回	4.9	6.9 回
身体障害者デイサービス事業	5.0	32.7 人	3.9	41.4 人
知的障害者デイサービス事業	4.2	41.8 人	3.5	50.4 人
児童デイサービス事業	4.6	37.5 人	3.8	45.5 人
身体障害者短期入所事業	5.3	8.2 日
知的障害者短期入所事業	4.3	11.4 日
児童短期入所事業	4.9	7.1 日
知的障害者地域生活援助事業	1.4	.		

注1：平成15年9月中に利用者がいた事業所のうち、訪問回数・利用延人員・利用延日数不詳及び従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

注2：短期入所事業の従事者には空床型の事業所の従事者を含まない。

注3：「介護者」とは居宅介護事業においては「介護福祉士」及び「ホームヘルパー」、デイサービス事業においては「指導員」及び「介護職員」又は「保育士」としている。